

原著論文

カントの「絶対的価値」論と道德教育の構想

Kant's Theory of 'Absolute Worth' and the Conception for the Moral Education

鈴木 宏

Hiroshi Suzuki

Abstract

In this study we will explain the essence of the theory of 'absolute worth' by Immanuel Kant and its significant meaning for the moral education.

The essence of his theory lies in that he divides objects of worth into two groups: things and dignity. From this classification Kant defines dignity as inviolable absolute worth, which stands for the personality in humans. Those who are treated as subjects of dignity do not act from their inclinations, but act autonomously, that is to say, from moral law led by our reasons. To be endowed with reason is the prerequisite for being as subjects of dignity. We often use the term 'reason' like something 'rational (rational)', but originally it represents 'reasonable (vernünftig)' attitude to obey moral law.

From Kant's theory of absolute worth we can see what moral education should be. It is important in moral education that a teacher arouses students' interest in some matters concerning morals. Thereby the teacher makes students pay attention to what moral law tells, prompting them to act observing the form of actions derived from moral law.

In pluralistic society where different values co-exist we live up to each sense of values. It is now required for us to cultivate people to keep inquiring their sense of values with moral standard.

Key words : Immanuel Kant, absolute worth, dignity, reason, moral education

I はじめに

近年、価値多元社会という名の下に、個々人の価値観の多元化が叫ばれて久しい。こうした状況では、あらゆる価値が相対化されていくために、絶対的な規範や価値をある特定の立場から表明することは非常に困難を伴うことになる。ところで、教育学の領域では、こうした価値観の多元化の傾向に拍車をかけたのが、近代教育学の物語性を暴露したポストモダンを中心とする思潮である。ポストモダンの論者たちは、近代思想の中で築き上げられてきた規範的価値の物語性を暴き、それがフィクションにすぎないことを明らかにした。彼らによる近代批判を経た今、われわれには規範となる真理を提示できるような絶対的な立場などどこにもなく、人それぞれが自分なりの価値を追い求めて生きていく時代になったと考えることができるだろう。

もちろん、このように主張することによって、人それぞれが異なった価値観をもって行為すること自体に何か問題があると言いたいわけではない。とはいえ、あらゆる価値が相対化された状態のままでは、

ある個人がもつ価値観が他者の価値観と両立しなかったり、相反したものであったりする場合に、双方がそれぞれの価値を追い求める中で衝突が生じ、それを乗り越えるための原理が確立できないという状況が生じうることも確かである。こうした問題を解決するためには、ある特定の価値観が不当に排除されることのないようにするための社会制度、ないしは保障のあり方を論じる必要があることは当然のことであろう。しかし本稿では、そうした社会哲学や政治哲学の視点からではなく、価値を追求する上での個人と個人との間の衝突を解消するための原理を、道徳哲学の視点から導き出すことを目指したい。というのも、価値というものがそもそも個人や社会によって「よい」と承認される性質のものであるとするならば、そこで「よい」とされる判断の規準を道徳的規準によって問い直すことに一定の意味があると考えられるからである。

さらに、以上の問題意識を教育という観点から捉え直してみよう。価値判断をする主体は、それぞれが持っている価値観に則って具体的に行為するけれ

ども、そうした今現在ある自らの価値観を将来に向けて常に問い直し続けることのできる主体を育成することは、教育の主要な課題の一つであると考えられる。そうすると、価値判断の規準として道徳的な規準の重要性を訴えていくことの意味は決して少なくはない。自分の持っている価値観が価値観として道徳的に妥当かどうかを問うことは、価値を追求することが、場合によっては同じ価値追求の主体である他者を侵害してしまいかねないことに対して、反省する契機を与えることになるだろう。

そこで本稿では、価値の妥当性を道徳哲学の視点から問うという目的を遂行するために、自身の道徳哲学の中で価値論を展開したカント (Immanuel Kant, 1724-1804) の論理を援用する。その上で、相対的な諸価値と対比する形で示される「絶対的価値」の意味を整理することを通して、規範となる絶対的価値を意識して行為することの重要性について明らかにしていきたい。

そして、以上の議論を踏まえつつ、さらにカントの価値論をどのような形で教育の場で扱うことができるのかという問題を、カント自身の教育論を参照しつつ吟味していくことにする。

II カントの価値論——絶対的価値とは何か——

カントは、複数の著作の中で「価値」について言及している。その中でも、特に道徳哲学で展開されている議論は、価値という概念そのものを主題として扱っており、重要な指摘が含まれている。ここでは主として『道徳形而上学の基礎づけ』(以下、『基礎づけ』と略記) (*Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, 1785) の論述に依拠しながら、カントの価値論を体系的にまとめてみたい。

まずカントは、価値の対象を、相対的価値を持つ対象と、絶対的価値を持つ対象との二つに区別する。相対的価値の対象とは、われわれの行為によって獲得されるすべての対象を指し示しており、手段として用いられる物件 (Sache) のことを意味している。これに対して、その存在そのものがそれ自体で目的である存在は人格 (Person) と呼ばれ、代替不可能な絶対的価値を持つと定義されている (IV 428) ⁽¹⁾。

人格がそれ自体で目的であると見なされる所以は、

端的に言えば、人格が理性を備えた存在だからである。理性的な存在とは、自分の傾向性に従って主観的な目的を追い求めて行為する存在ではなく、自らの理性によって導き出される法則によって自分自身を規定して行為する能力、すなわち意志 (Wille) を持つ存在である (IV 427)。さらに、その人の意志が自らを規定する客観的な根拠は目的である。ここで言うところの目的とは、先に挙げたような主観的な目的とは異なり、理性によって与えられ、他の理性的な存在にも等しく妥当するような客観的な目的である ⁽²⁾。カントにとって、善い意志だけが無条件に善いものであり、絶対的価値を有するものであるように (IV 393-394)、意志が客観的な目的を追求する限り、その意志の主体である人格もまた、絶対的価値を持つと考えることができるのである。

さて、人格がそれ自体で目的であるという主張に関連して、ここで『判断力批判』 (*Kritik der Urteilskraft*, 1790) で展開されている「目的」の位置づけについて確認しておこう。カントはこの著書の中で、人格が目的自体として扱われることの根拠を次のように述べている。「人間は地球上の創造の最終目的である。というのも、人間は、目的を理解しており、合目的的に形成された諸物の集合を、自らの理性によって目的の体系にすることができる唯一の存在だからである」 (V 426-427)。『基礎づけ』の価値論と『判断力批判』のそれとは、「絶対的価値」を持つ「人格」と、「最終目的」としての「人間」という説明の仕方からもわかるように、術語の使用方法に若干の相違が見られる。しかし、人格はそもそも目的自体としての絶対的価値を持つものであり、人格と人間とが、その存在のあり方は異なるにしても、同じ人間という存在を指し示している点で共通していると考えられるならば、この『判断力批判』の主張から、人格が絶対的価値を持つことのより明確な根拠を引き出すことができるだろう。

すなわち、『基礎づけ』では、人格が絶対的価値を持つと言える根拠は、あくまでもその人格が理性を持った存在であり、その理性によって自らを規定する意志が客観的な目的を追求するからであった。ここでは、なぜ理性的な存在であるからといって他の存在に優先する形で人格に価値が与えられるのかという点に関する直接的な言及はなされていなかった。

それに対して『判断力批判』では、この点がより明確になっている。つまり、人間が目的自体であるのは、人間がそもそも目的というものを理解し、あらゆるものを目的の体系に基づいて用いることができる唯一の存在だからなのである。

こうした根拠を踏まえて、再び『基礎づけ』に立ち戻ってみると、「あなたの人格のうちにもあらゆる他者の人格のうちにもある人間性を常に同時に目的として用いて、決してたんなる手段としてのみ用いないように行為しなさい」(IV 429) という定言命法の意味も、より鮮明になってくるだろう。理性的存在としての人格は、自他ともに目的そのものとして扱われなければならないのである。

さらに、『基礎づけ』の別の箇所では、すべてのものは価格 (Preis) を持つか、あるいは尊厳 (Würde) を持つという主張を見出すことができる (IV 434)。価格を持つものは、そのものに代わって他のものが等価物として措定されうるものである。その一方で、尊厳を持つものは、あらゆる価値を超越するものであり、したがって、何ら等価物の存在を許さない。こうした対比を、本節の冒頭で取り上げた物件と人格との対比と照らし合わせてみると、相対的価値の対象である物件には価格が、絶対的価値の対象である人格には尊厳が、それぞれ対応していることがわかる。

道徳性と、道徳性を備えているかぎりの人間性は、そのみが尊厳を持つものであるとカントが言うように (IV 435)、人間性はかけがえのない目的自体として尊厳を持っている。ここに至ってようやく、尊厳という絶対的価値を持つ対象が人間性であるという直接的な言明にまでたどり着くことができた。尊厳の対象である人間性を目的自体として扱い、決してたんなる手段として扱わないこと、このことがカントの価値論の本質である。

Ⅲ 人間性の尊厳

前節の考察を通してその基本的な性格が見えてきたカントの価値論ではあるが、ここで一つ取り上げておきたい問題がある。それは、カントが絶対的価値の対象をたえず「人間性」(Menschheit) と言いつづけているのはなぜか、そしてそれは「人間」(Mensch) という存在そのものとは異なる対象の

ことを指し示しているのかどうか、という問題である。これに関してカントは、『実践理性批判』(*Kritik der praktischen Vernunft*, 1788) で以下のように述べている。「人間は十分に神聖なものではない。しかし、人格のうちにある人間性は、その人間にとって神聖でなければならない」(V 87)。そして、人間が目的自体として扱われうるのは、人間が「神聖な道徳法則の主体である」(V 87) からである。つまり、人間性が尊厳を持つということが出来るのは、あくまでも、人間性を持った人間には道徳性の主体として行為することができるという側面があるからにすぎないのであって、道徳性とは関係なく、主観的な目的を追求して行為しているかぎりでは、その人間には尊厳は付与されないということになる。では、道徳法則に反して行為する人間や、いまだ道徳的価値を理解できる年齢に達していない子どもには、人間性としての尊厳を見出すことはできないのだろうか。

カントは、こうした問いに対しては否定的な見解を示している。人間性の尊厳は、道徳法則に服従することにあるのと同時に、そうした道徳法則を自らの理性によって普遍的に立法する能力にある (IV 440)。言い換えれば、人間性が持つ尊厳は、いまこの段階で普遍的な立法に参加しているということだけにあるのではなく、そのような普遍的な立法を行う能力にもその萌芽はあるということである⁹⁾。たとえ他者が道徳法則に従って行為していない存在であったとしても、他者を軽蔑すること、つまり、人間一般が負うべき尊敬を他者に対して拒むということは、どんな場合であっても義務に背いている (VI 463)。道徳法則に従って行為していない人間であっても、その人間は人間性を持った尊厳の対象として扱われなければならないのである。

普遍的な立法に参加し、自律的に意志を規定しているだけでなく、普遍的な立法を行うという可能性と能力のゆえにこそ、それぞれの人格は目的自体として尊重されなければならないのだとすれば、たとえいまある状況では決して道徳的に行為しているとは言えない人間でさえも、尊厳を有する存在として扱われなければならないことになる。しかし、現実的な問題として、そうした普遍的立法を行う能力を有していながらも、あえてその能力を用い

ようとはしない人間に対しても、われわれはそうした人間をあるがままの状態を受け入れ、尊重すべきなのだろうか。

この問いに答えるためには、「悪」とは何かについて触れておかなければならないだろう。カントの主張によれば、ある人間を悪であると見なすことができる根拠は、その人間が道德法則について無知であるというところにあるのではなく、道德的な動機を理解しているにもかかわらず、それでもなお、その動機よりも非道德的な動機に優先的に従って行為するというところにある (VI 36)。カントは、たとえ人間が時に道德的な動機を軽んじる行為を選択することがあったとしても、どんな人間にも必ず道德的な素養はあると考えている。しかし同時に、道德的能力に関わる人間の理性は生まれた時から完全な形で備わっているわけではないし、だからこそ、その理性を教育によって発展させなければならないのである⁽⁴⁾。そして、ここにこそ、カントの価値論の枢要をなす人間性の尊厳としての絶対的価値の重要性を伝える、道德教育の積極的な意義を見出すことができるのである。

IV 理性的であるということの意味

それでは、人間性の尊厳という絶対的価値の重要性を伝える教育とは一体どのようなものなのか。その議論に移る前に、一つだけ目を向けておきたい論点がある。それは、主観的な目的を追い求めて行為することの意味やその位置づけについてである。

道德哲学の領域では、主観的な目的を追求して行為するという人間のあり方は、どうしても道德的価値のない否定的なものとして扱われてしまう。しかし、そのようにある特定の領域からではなく、より広い視野から人間のあり方を考察するならば、それぞれの人間がその傾向性に従って自らの幸福を求めて行為することは、それ自体が非難されるべきものではないだろう。実際に、そうした人間のあり方を根絶することは不可能であるとカント自身も認めている (VI 58)。

さて、人は自らの経験的な目的のために行為する場合、誰しもその目的を実現するために最善の方法を考えることだろう。そこでは、当然のように合理的な計算や計画が必要になってくる。すなわち、た

とえ経験的な目的のためであっても、人はそこで理に適った手段を導き出すために、理性を用いているということになる。それでは、たとえば経験的な目的を達成するために、他者を手段として用いることが最も有効な方法であるような場合があるとすれば、そうした方法を採用することは、理性に由来する合理的な判断であり、道德的にも許容できると言えるのではないだろうか。

こうした主張に対して、もしも経験的な関心を満足させるために抜け目なく (*klug*) 行為する人間を合理的な (*rational*) 人間と呼び、その一方で、道德法則への尊敬に基づいて行為する人間を理性的な (*vernünftig*) 人間と呼んで二つを区別することができるならば、合理的な判断が常に理性的な判断と一致すると言うことはできないだろう⁽⁵⁾。カントもまた、人がある目的のための手段を考える際に、理性を用いなければよいというわけではないと説いている。人が何らかの手段を模索する際には、その理性を用い、合理的な判断を行っていることは事実である。しかしカントは、そうした理性の使用方法は真の意味では理性的ではないと言っている。理性を何らかの目的のための道具として用いている限り、その理性は傾向性の欲望に手を貸しているにすぎない (IV 413 Anm.)。それに対して、カントが考える本来の意味での理性とは、一切の経験的な目的に囚われずに意志を規定して、道德法則という普遍的な法則を与えるような純粹実践理性である (V 31)。それゆえ、その純粹実践理性が導き出す道德法則に従って行為することこそが「理性的」であると言えるのである。

このことを、価値の規準という観点から捉えるならば、価値を判断する上で何よりもまず考慮しなければならないことは、その価値が、常にカントの言う意味での「理性的」な観点から正当であるかどうかということである。人それぞれが自分なりの規準でさまざまな対象に価値を見出し、追求することは広く認められなければならないとしても、合理的な行為が他者を手段化するものであるならば、その行為は他者の人格の尊厳を毀損するものとして非難されなければならない。価値の判断規準は、たえず「理性的」に検討されなければならないのである。

V 絶対的価値の意義を伝える教育の実践的なあり方

普遍的な立法を行う理性の能力を持ちながらも、それを完全な形では備えていない状態で生まれてくる人間は、適切な教育によってその理性を発達させることが必要になる。理性が発達し、尊厳という絶対的価値を重んじつつ、真の意味で理性的に思考し行為することができる人間こそが、道徳教育の目指す人間像であるということになる。

それでは、人格の尊厳という絶対的価値の意義を伝えていく教育とは、具体的にどのような内容のものなのだろうか。このことを理解するために、まずは、この教育のあり方が、全体としての教育の中でどのカテゴリーに位置づけられるかをカントの『教育学』（*Über Pädagogik*, 1803）の論述から確認したい。彼によれば、教育のあり方は、自然的（*physisch*）なものと実践的（*praktisch*）なものとの二種類に分けることができる。自然的教育とは、動物にも人間にも共通な教育、つまり保育を意味する。それに対して実践的教育は、自由に行為することができるようにするために人間を陶冶する教育として定義されている。実践的教育は道徳教育と同義で用いられており、それらは共に、人格性に向けて教育することである（IX 455）。このことから、絶対的価値の意義を伝える教育が含まれるカテゴリーは、実践的教育であると考えられるだろう。

そこでさらに、実践的教育の内容について確認したい。カントは、実践的教育に関連するものを練達性（*Geschicklichkeit*）、世才（*Weltklugheit*）、道徳性（*Sittlichkeit*）の三つに区別しているが、ここでは、絶対的価値の意義を伝える教育に関わる道徳性だけを取り上げたい。道徳性を陶冶することは、性格（*Charakter*）を確立することだとカントは指摘しているが、性格とは、「何かをしようとする確固たる決意と、その決意を実際に実行することにある」（IX 487）という。何かある行為をしようとして一度決めたのであれば、いかなる理由があろうとそれを守らなければならない。なぜなら、そうすることで子どもは自分自身を信じることができるようになるからである。

では、そもそもなぜ子どもは自分自身を信じることができるようになる必要があるのだろうか。その

理由は、子どもに教えるべき義務としてカントが提示するものの具体的な内容から読み取ることができる。カントにとって、「人間性の品位を自ら否認しないことが人間の義務である」（IX 488）から、たとえば、子どもが嘘をついたり、不節制を犯したりしてはいけないということを、自分自身に対する義務として教えなければならない。もちろん、このことは、人間性を備えた他者に対しても等しく当てはまり、他者の権利に対する畏敬や尊敬の念を、ごく早い段階から子どもに教えなければならないとカントは強調している（IX 488-489）。こうした主張から見えてくるものは、自己と他者それぞれが等しく持つ尊厳を、確固たる方法で教え込むことが必要だということである。子どもが自らを信じることができるようになるということも、もしもそれができなければ、自らが持つ絶対的価値を軽んじる結果に結びつくからだと考えることができるだろう。

次に、こうした絶対的価値の意義を伝える教育の内容が、いかなる方法によって行われるのかという問題を取り上げたい。この問題に明確な解答を与えてくれるのは、『道徳形而上学』（*Die Metaphysik der Sitten*, 1797）の中で展開されている「倫理学的方法論」（*Ethische Methodenlehre*）である。カントは其中で、道徳的な陶冶の方法を次のように具体的な形で説明している。「未熟な生徒に徳論を導入するための最初にして最も必要な教説の手段は、道徳的問答教示法（*moralischer Katechismus*）である」（VI 478）。この問答教示法の要点は、子どもたちに決疑論的な問題を与え、その分別を鋭敏にさせることにある。この方法は、教養のない者の能力に最もふさわしい理性の開化であり、子どもはこうした訓練を通して、知らぬ間に道徳的な事柄に関心を寄せるようになるとカントは主張している（VI 483-484）。ここでも、いかなる人間にも必ず道徳性への素養が備わっているという彼の人間観が反映されていることが読み取れる。

とはいえ、カントが絶対的価値の意義を道徳教育の中で取り上げる際に、虚言や不節制の禁止といった具体的な内容を提示しているからといって、そうしたひとつひとつの事例を「知」として理解させることに主眼が置かれているわけではないことには注意しなければならない。カントにとって、道徳教育

の主たる目的は、あくまでも自らの理性からもたらされる道德法則に個々の格率を一致させるように促すことにあり、具体的な義務の内容を列挙したことは、そのための足掛かりにすぎない。道德的な事柄に関する具体例を挙げることは、子どもの道德性への関心を引き起こすという点で有効な方法であることは確かであると同時に、道德教育の終着点は、行為の内容ではなく道德法則に則った行為の形式への促しだったことを忘れるべきではない。

さて、これまでの議論をまとめてみると、自他の人間性に備わる絶対的価値の意義を伝える教育では、人格の尊厳という絶対的価値の意義と、それが尊重されなければならない根拠を、確かな形で子どもに教えていく必要がある。尊厳を持った存在だからこそ、その尊厳を自ら毀損するような品位に欠ける行為を認めることはできないし、それは他者の尊厳を踏みこむような行為についても同様である。しかし、そうした絶対的価値の意義について具体例を伴わずに原理という形で提示したとしても、子どもの理解力を考慮すると、それが有効であるとは言い難い。そこで、自他の尊厳を軽んじるような行為をしないようにするために、教育者は具体的な事例をもって子どもとの問答を重ね、子ども自身が自らの行為を道德法則に照らし合わせて反省できるようにするためのきっかけを与えていくことが求められるのである。

VI おわりに

唯一絶対の価値基盤が失われ、価値という言葉がそれぞれの主観が確立した評価基準のように用いられるようになった現代にあって、絶対的な価値という標語を掲げること自体が時代遅れの感が否めないかもしれない。

しかしながら、価値が主観的な評価基準であることによって生じてくる問題があることもまた確かである。近代において構築された規範的価値の物語性を批判したのがポストモダンであることは先にも触れたが、彼らの立場についても、それが近代の打ち出した規範的価値に代わりうる価値として「効率」を求めたのだとすれば⁽⁶⁾、ポストモダンが目指したのは、やはり効率性が支配する社会という一つの価値体系にすぎないと言えることができる。そして、そ

うした効率性の追求を至上命題として歩んできたことの延長線上に、現実には、環境問題をはじめとした喫緊の課題がわれわれに突き付けられているのである。こうした現状において、道德的な規準によって自らの価値観を問い、その価値観を刷新し続けることができるように子どもたちを導くための道德教育こそが求められているのではないかと。

子どもは、それぞれの価値観を自ら形成していく中で、その価値観が自他の尊厳を侵害するものでないかどうかを常に問う姿勢を身につける必要がある。そのために教育者は、道德法則に則った行為の形式へ促すことを射程に入れつつ、価値判断の規準である尊厳としての絶対的価値の意義を伝えることを最大の課題としなければならないのである。

【注】

- (1) カントの文献は、いずれもアカデミー版カント全集 (Kant's gesammelte Schriften, begonnen von der Königlich Preußischen Akademie der Wissenschaften. Berlin, 1900ff.) を用い、本文中では () 内にローマ数字で巻数を、算用数字で頁数を示す。
- (2) こうした主観的・客観的目的という区別を、行為によって実現される目的と行為を規制する自立的な目的という区別に置き換えることもできる (宇都宮芳明「絶対的価値と相対的価値—カントの倫理的価値の位置づけについて—」『法と道德』哲学雑誌第91巻第763号、有斐閣、1976年、96頁)。
- (3) 蔵田伸雄「尊厳と目的自体—カント『道徳形而上学の基礎づけ』における二つの道德的価値—」『論集』第9号、三重大学人文学部哲学・思想学系編、1999年、119-120頁。
- (4) Peter Kauder/Wolfgang Fischer, Immanuel Kant über Pädagogik. Schneider Verlag Hohengehren, 1999, S.88.
- (5) Heiner F. Klemme, Praktische Gründe und moralische Motivation. Eine deontologische Perspektive. In: H. Klemme/M. Kühn/D. Schönecker (Hg.), Moralische Motivation—Kant und die Alternativen—. Felix Meiner Verlag, Hamburg, 2006, S.139.
- (6) リオタール『ポスト—モダンの条件』小林康夫訳、水声社、1986年、訳者注223頁。